

核軍縮に関する国際情勢(12)

---- 2007年NPT準備委員会 ----

大阪大学大学院国際公共政策研究科 教 授 里 澤 満

核不拡散条約 (NPT) は1970年に成立し、5年ごとに再検討会議を開催してきている。次回2010年のNPT再検討会議に向けての準備が開始され、その第1回準備委員会が2007年4月30日から5月11日までウィーンで開催された。

本稿は、そこでの議論を中心に、核軍縮に関する 国際情勢を検討するものである。前半は、NPTの 三本柱と言われている核軍縮、核不拡散、原子力平 和利用の関連についての議論を整理し、後半は、核 軍縮に関する議論を詳細に検討する。

I NPTの三本柱

核不拡散条約(NPT)は一般に、核不拡散、核 軍縮、原子力平和利用の三本柱から構成されている と考えられている。条約第1、2、3条は核不拡散 を規定し、第4条が原子力平和利用を規定し、第6 条が核軍縮を規定している。条約交渉過程において、 核不拡散のみでは多くの非核兵器国の賛同を得るこ とは困難であると考えられ、グランド・バーゲンと して、あるいは義務のバランスを確保するものとし て、核軍縮と原子力平和利用が条約に入れられた。

1 NPT三本柱の意義

準備委員会においては多くの国が一般討論演説の最初に、NPTの三本柱に言及した。日本は、「今回の準備委員会では、核軍縮、核不拡散、原子力平和利用というNPTの三本柱についてNPT体制の強化につながる建設的な議論を行う」べきであると主張しているし、ロシアも、準備委員会は、「核不拡散、軍縮、原子力平和利用という条約の三つの柱をすべて考慮した包括的なアプローチに基づいて」その目的を達成すべきだと述べている。

さらに欧州連合(EU)も、「NPTは相互に強化 しあう三本柱、核不拡散、軍縮、原子力平和利用に 基づいている」と述べ、新アジェンダ連合(NAC)も、条約の核心にある三本柱を強化しなければならない」と主張し、非同盟諸国(NAM)も、「軍縮、不拡散、原子技術平和利用に関して核兵器国と非核兵器国との間で39年前に達成されたグランド・バーゲンは成就されていないままであるので、この再検討プロセスがNPTの三本柱に同様に焦点を当てることを期待している」と述べている。

このように、きわめて多くの国が「三本柱」に直接言及しているが、米国、英国、フランスはその一般討論演説において「三本柱」という用語は使用していない。それは、これら西側三核兵器国が、これらの三つの要素を並列的に同じ価値を持つものとして取り扱うことを好まない傾向を示している。ただ、演説は三つの部分に分けて行われている。

2 三本柱の各要素の優先度

まず、米国とフランスの演説では核不拡散に最優 先度が与えられ、その問題が最初に取り上げられる とともに、その問題に多くの時間が割かれている。 また、核不拡散の中でも条約違反が最大の関心事で あり、北朝鮮およびイランの問題が第一に議論され ている。たとえば米国は、「NPT体制が直面してい る最大の基本的な挑戦は、その中核である不拡散規 定への違反に関連している」と述べ、フランスも、 「第一に必要なことは、条約の重大な違反に対して 適切な対応を提供することにより、条約の妥当性と 信頼性を確認することである」と述べている。

次に、英国とEUも演説では不拡散を最初に取り上げ、優先度が与えられているが、英国は、「NPTは核不拡散体制および核軍縮枠組みの基礎である」と述べ、「核軍縮と核不拡散分野での進展は並行してなされるべきである」と述べているように、核不拡散と核軍縮を同列に置いている。またEUは三本

柱に言及した後、「核拡散の防止と第6条に従った 核軍縮の追求は世界の平和と安全に不可欠である。 このことは原子力平和利用にもあてはまる」と述べ ており、並列的な取扱いが主張されている。

第三に、ロシアと中国はともに三本柱に言及して おり、他の核兵器国のように不拡散を最優先するも のではない。核軍縮や原子力平和利用の方が優先的 に取り上げられ、イランと北朝鮮の問題は最後に少 し触れられている程度である。

第四に、日本、カナダ、オーストラリアなどは三本柱の核軍縮、核不拡散、原子力平和利用についてバランスのとれた発言をしている。ただ、それぞれの演説において、日本は核軍縮、核不拡散、原子力平和利用の順で、核軍縮を最初に取り上げているが、カナダとオーストラリアは核不拡散、核軍縮、原子力平和利用の順である。日本は、今回の準備委員会の重点事項の第一として、「核不拡散とともに核軍縮を推進することは、NPTを支える基本的なバーゲンの信頼性を高め、NPT体制の強化につながる。1995年の『原則と目標』や13措置を含む2000年の合意事項を最大限尊重しつつ、粘り強く核軍縮を促進すべきである」と述べ、核軍縮の重要性を強調している。

最後に、NAC、NAM、インドネシア、南アフリカ、イランなどは、核軍縮問題を最優先課題としており、核不拡散にはほとんど言及しておらず、原子力平和利用の権利を強調している。NACは、「再検討プロセスは、核兵器を廃絶するという条約の基本目的の効果的な実現に向けて、以前の再検討会議で合意されたコミットメントの履行に向けて作業を進めるべきである」と述べ、インドネシアも、「現存する核兵器は違法化されるべきであり、組織的かつ漸進的に廃棄されるべきであることを強調する」と最初の方で主張している。

Ⅱ 核軍縮問題

1 核軍縮全般

核軍縮に関する第一の問題点は米国の態度であり、米国は本当に核軍縮に対するこれまでのきわめて否定的な態度を変えたのか、あるいは言葉の上では変化しているが、実態は変わっていないのかという側面である。

今回の準備委員会が決裂・失敗という2005年の 例を免れた大きな理由の一つは、米国がそれまでの 対立的な姿勢から協調的な姿勢に変化したことであ る。イランによる米国非難に対しても、前回のように強硬に反論するのではなく、ほとんどは静観するものであった。核軍縮についても、以前のように何も問題がないので言及しないというものではなく、一般討論演説において、「不拡散への遵守」、「平和利用の促進」に続いて「軍縮への進展」を取り上げ、「軍縮問題に今日ここにいる多くの締約国が重大な関心をもっていることを知っているが、その軍縮問題は現在NPTにとって重要な時期である」と述べている。

しかし、1995年の「原則と目標」および2000年 の最終文書に対する米国の考えは、基本的には 2005年再検討会議の時の発言と変化しておらず、 これらの文書は過去のある時点における政治的合意 であって、そのままでは現在では意味をもたないと いう見解である。

過去の再検討会議において合意された文書につき、日本は、演説の始めの部分で、「1995年の『原則と目標』や13措置を含む2000年の合意事項を最大限尊重しつつ、粘り強く核軍縮を促進すべきである」と述べ、NACも両方の文書に詳細に言及し、「1995年のコミットメントは条約を無期限に延長した決定の不可欠の部分である」と述べている。

他方、準備委員会において、米国は1995年および2000年の文書にまったく言及していないし、フランスは、1995年の文書は支持すると述べるが、2000年の文書にはまったく言及していない。

米国やフランスの態度に対して、NACは、「国際 安全保障環境は変わりうるし変わっており、それと ともに締約国が与えるさまざまな事項への優先度も 変わるということは認める。しかし、そのことは、 以前の会議、特に1995年と2000年の会議で共同で 合意されたコミットメントの妥当性と正当性に影響 するものではない」と反論している。

第二に、核兵器国による核軍縮の実施状況に関して、まず米国は、「米国は核軍縮の達成という目的に対するコミットメントを繰り返し再確認してきた。この会合において米国が核軍縮のためにとった措置について繰り返し聞くだろう」と述べ、モスクワ条約が現在実施されつつあり、一層の削減を生じていること、それが実際の核兵器の解体を伴っており、多くの核分裂性物質が核兵器計画から永遠に除去されていること、戦略的抑止のための核兵器への依存を低下していることを挙げている。

ロシアは、条約上の核軍縮の義務を厳格に守って

きたと述べ、継続的に核兵器を削減しており、2001年にSTART条約を予定より早く実施し、モスクワ条約の義務を遂行中であると述べる。またロシアはソ連から引き継いだ非戦略核兵器を4分の3削減し、1991年と比べると核兵器の全体量は5分の1以下であると主張する。

中国は、核兵器全廃を支持していると述べ、中国 は核兵器先行不使用を無条件で約束しており、核実 験モラトリアムを守っており、非核兵器地帯の設置 を支持し、いかなる核軍備競争にも反対し、参加し ないと述べる。しかし、中国は、最大の核兵器を保 有する二国が特別の責任を負っており、核軍縮をリ ードすべきであると主張する。

英国は、トライデント配備継続の最近の決定を説明しつつ、現存する安全保障環境からして、英国が一方的にその核兵器を廃棄することを安全に選択できる状況にあるとは考えないと述べる。英国は、実戦配備できる核弾頭をさらに20%削減して260以下とすることを決定したこと、それは完全に解体されること、冷戦終結時より75%削減したことになると主張する。

フランスは、1995年プログラムの履行に努力しているとし、CTBTに署名し、批准したこと、太平洋の核実験場を解体したこと、兵器用核分裂性物質の生産を停止し施設を閉鎖したこと、核兵器を大幅に削減し、運搬手段を半減したことなどを列挙する。

NACは、「2000年の合意がなされて以来7年経過したが、13の具体的措置の履行にほとんど進展が見られない。さらにある国はこの合意自体を疑問視しているように見えるのが懸念事項である」と述べ、NAMは、「核兵器国による軍縮に導きうるような最近の動きを認めるとしても、軍縮に関する進展のペースが遅いことに深い懸念を繰り返し表明する」と述べ、ともに核軍縮への進展が不十分であると評価している。さらにイランは、「核兵器国はNPT第6条の義務を履行していない」と断言している。

2 包括的核実験禁止条約(CTBT)

この問題については、条約の早期発効を求める発言が大多数であり、特に、条約発効要件国に対して、 条約の署名および批准を求めるものであり、さらに 核実験モラトリアムの継続を求めるものである。

たとえばロシアは、「われわれは核実験禁止は核 不拡散体制に貢献する措置だと考えている。CTBT の発効の基礎を築く努力を続けることが重要であ る。2006年9月は条約が署名開放されて10年になるが、周知の理由によりまだ有効な協定となっていない。核実験モラトリアムを遵守することは意義深い措置であるが、CTBTから生じる法的義務に取って代わるものではない。この問題は予見可能性を要請している。したがって、条約の効力発生にその加入が必要なすべての国に対し、条約できる限り早く批准することを要請する」と述べている。

CTBTに反対している米国は、一般討論演説でも クラスター1の演説でも、CTBTにまったく言及し ていない。

中国もまだCTBTを批准していないが、「中国は、CTBTの早期発効を支持しており、早期にその条約を批准することにコミットしている。……中国はCTBTが発効するまで、核実験モラトリアムを遵守し続ける。他の関連国家に対しCTBTの早期の署名と批准を訴える」と述べている。

NACは、遅滞なくまた無条件でCTBTの早期発効を達成するため、署名と批准の重要性および緊急性を強調し、発効に至るまでの間、核実験モラトリアムを設定し維持することを要請している。

NAMは特に5核兵器国の批准の重要性を強調し、「5核兵器国による早期の批准は、条約付属書2に列挙された残りの国々、特に保障措置のかかっていない核施設を有する3カ国が条約を署名、批准するための道筋をつけ、奨励するものとなるだろう。」と述べ、また特に米国の態度を批判している。

3 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)

この準備委員会直前の3月23日に、軍縮会議(CD)において、今年の議長6人が、FMCTの交渉のためのコーディネーターを任命し、核軍縮、宇宙での軍備競争の防止、消極的安全保証の実質的協議のためのコーディネーターを任命するという案を提出したため、特にFMCTの交渉開始の可能性が出てきたこともあり、これらの点が広く議論された。ここでの提案は、「核兵器またはその他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する無差別で多国間の条約についての、いかなる前提条件なしの、交渉」となっている。

日本は、「現在軍縮会議で審議されている6議長提案は、FMCTの交渉を含み、CDの主要な役割を再開させる現実的な妥協案である。日本はCDのメンバー国に対し、6議長提案を採択するのに必要な柔軟性を示すよう強く要請する」と述べ、この提案

への強い支持を表明した。

米国は、世界が今、FMCT交渉開始の境目に立っており、この運用検討サイクルのうちに条約が現実になりうるかも知れないとし、その成功を希望していると述べる。ロシアも、CDがFMCTの作成の交渉を始めるのに機が熟しているとし、ロシアはその考えを支持すると述べている。英国もCDにおける最近の6議長提案を完全に支持すると述べ、早期の交渉を支持し、フランスも交渉開始の用意があると述べている。EUはこの問題にきわめて積極的であり、論理的にも、FMCTは核軍縮分野で交渉されるべき次の多国間文書であると主張する。

NACは、FMCTの交渉を開始するための、6議長提案を含むCDでの現在の努力を歓迎するとしながらも、条約が意味あるものであるためには、検証メカニズムを含むべきであり、現存のストックをカバーすべきであると述べ、NAMも、1995年の調整官の声明に含まれていたものに比べて、FMCTの交渉の範囲を制限しようとする試みに懸念をもっていると述べている。

準備委員会において、中国は、CDの作業計画につき、停滞を打破するため、すべての当事国が広範な協議に基づき、FMCT、宇宙での軍備競争の防止、核軍縮および安全の保証に関する交渉ならびに実質的作業の開始のための条件を作り出すためにコンセンサスに到達できることを期待していると述べ、6議長提案のようにFMCTのみの交渉開始ではなく、四つの議題すべての交渉開始を主張している。中国はさらに、特に、宇宙の兵器化およびそこでの軍備競争を防止するための国際条約を、CDはできるだけ早く交渉を開始し締結すべきであると主張している。

CDでの作業計画に関しては、NACおよびNAM は核軍縮の交渉のためのアド・ホック委員会の設置を求めている。

4 戦略核兵器の削減

米ロ両国は戦略核兵器の削減については、モスクワ条約の実施を指摘し、両国は十分な削減を実施していると主張するが、多くの非核兵器国は、モスクワ条約は検証可能性、透明性、不可逆性の点で欠陥があり、削減の内容も十分ではなく一層の削減が必要であると主張している。

日本は、「米口によるモスクワ条約以上の措置の 実施を含め、核兵器国がすべての種類の核兵器の一 層の削減措置を実施することが重要である」と述べ ており、EUは、「STARTとモスクワ条約がもたら した配備核兵器の削減を歓迎し、適切な後継プロセ スを通じた核兵器の削減の一層の進展の必要性を強 調する」と述べる。

NACは、「STARTを延長し、検証を含むよう

SORTを改良し、弾頭の廃棄を含む一層の削減を交 渉することにより、米口が核軍縮プロセスでリーダ ーシップを発揮するよう要請し」、NAMは、モスク ワ条約に関して「配備および実戦的地位の削減は、 核兵器の不可逆的な削減および全廃に取って代わる ものではない。STARTⅡが発効しなかったのは、 2000年運用検討会議で採択された核軍縮分野での 13項目の後退であり、核軍縮に関して不可逆性お よび透明性の増加という原則の提要を要請している。 次に、START条約が2009年に失効することに関 して、EUは適切な後継プロセスに言及し、NACは STARTの延長に言及している。この点につき米国 は、「われわれはすでに、STARTを引き継ぐ戦略的 関係の輪郭を作成するためロシア側と作業を始めて おり、透明性と信頼醸成措置についての強力で生産 的なポストSTART関係をロシアと構築することを 希望している」と述べ、ロシアも、「START条約が 2009年12月に終了するので、戦略分野における米 国との新たな取決めを作成する作業が開始されてい る」と述べており、条約交渉かどうかは明確ではな いが、START終了に対応するため何らかの合意に 向けて作業が開始されている状況である。

5 非戦略核兵器の削減

非戦略核兵器については、EUが、「これらの兵器の削減は核軍備管理・軍縮プロセスの絶対必要な部分である。われわれは、米口の非戦略核兵器ストックの一方的削減に関する米国とロシアの1991-1992年の大統領宣言、ならびに2000年再検討会議で関連国家によりなされたコミットメントの履行を期待している。われわれは、これらの兵器の最大限可能な削減を最もよく達成するために、効果的に検証可能な協定の交渉を開始するよう関係国に奨励する」と述べている。

日本も、「非戦略核兵器を保有するすべての国は、透明性を維持しつつそれらを削減する措置をとることが肝要である。……日本は、米口に対し、1991年と1992年に宣言されたように、その非戦略核兵器を完全に自主的に削減するというイニシアティブを履行するよう奨励する」と述べている。

6 核兵器の役割の低下

米国はその一般討論演説において、「2001年の核態勢見直しに従い、われわれは戦略抑止のための核兵器への以前の排他的な依存を低下している」と述べ、核全廃が達成させるまでの間、「核兵器への依存の低下」の重要性を核兵器国が確認することを要請している。

他方、中国は、核兵器国は核抑止政策を放棄すべきこと、他国を核兵器の照準としない約束を遵守すること、核兵器の先行不使用を約束すること、領域外配備の核兵器を撤去すること、核の傘および核シェアリングの政策・実行を放棄すること、使用しやすい低威力核兵器を開発しないこと、核兵器の事故や不認可の使用を回避する措置をとることを主張している。

NACも、「2000年以降、防衛のみならず、攻撃能力のため核兵器の重要性を強調する新しい軍事ドクトリンが出現している。核戦力の近代化と核兵器の戦術的使用の導入の計画がこのドクトリンを強化している。さらに、ある政策は、他の大量破壊兵器の使用に対する防止的措置または報復として、核兵器の潜在的使用の範囲を拡大している」と非難している。NAMも、核シェアリングを行うべきでないと主張し、核兵器の使用しうる状況を拡大する1核兵器国の戦略防衛ドクトリンを非難し、攻撃的な対抗拡散のための新型核兵器の開発や新たな照準目標の作成は核軍縮の約束を損なうものであると述べている。

7 消極的安全保証

NACは、「核兵器の使用または使用の威嚇に対する唯一の真の保証は、核兵器の廃絶とそれが決して生産されないという保証である。核兵器が存在する間、NACは核兵器国がNPT締約国であるすべての非核兵器国に対する消極的安全保証に関する現存の約束を新たにし尊重すること、および法的拘束力ある文書によりこれらに効果を与えることを要請する」と述べる。

NAMも、「核兵器の全廃が、核兵器の使用または使用の威嚇に対する唯一の絶対的な保証であるが、核兵器の全廃までの間、条約締約国である非核兵器国に対する普遍的で、無条件で、法的拘束力ある安全保証の文書の締結への努力が、優先課題として追求されるべきである」と述べる。

ロシアは、「いつ核兵器が使用されうるかについ

て核兵器国の防衛ドクトリンに規定された場合を考慮しつつ、核兵器の使用または使用の威嚇を排除する安全保証を非核兵器国に与える世界的協定を作成するのに反対はしない | と条件付で述べている。

中国は、「非核兵器国は核兵器国が提供する安全 保証を享有すべきである」と述べ、FMCT、宇宙で の軍備競争の防止、核軍縮、安全保証に関する交渉 および実質的討議を軍縮会議で開始することを主張 している。

8 非核兵器地帯

今回の会議での新たな要素は中央アジア非核兵器 地帯条約の署名であり、関連5カ国は、「関連国家 間で自由に到達された取決めに基づく非核兵器地帯 の設置は、地域的および世界的レベルで核軍縮と核 不拡散を大幅に促進すると強く確信し、核不拡散条 約(NPT)第7条を基礎として平和と安全の強化 のために共同の貢献をなすという決意を強調しつ つ、中央アジア非核兵器地帯条約を署名した」と述 べている。

中央アジア非核兵器地帯に対して、非同盟諸国ならびにロシアと中国は支持を表明しているが、米国、英国、フランスは態度を留保しており、たとえば英国は、「われわれは、核兵器国との協議が完了する前に、中央アジア非核兵器地帯が2006年9月に署名されたことに失望している。地帯内の安全保障取決めのあいまいな性質のゆえに、われわれはその条約の議定書を批准することはできない。われわれは、これらの問題を解決するための一層の進展が可能になるために、地帯の諸国家に対し条約を迅速に批准することを要請する」と述べている。中央アジア諸国は、中央アジア非核兵器地帯条約の一連の規定に関して核兵器国と協議を継続する用意があると表明している。

2007年のNPT準備委員会は、議題採択で若干混乱したが、短縮された時間の中で実質的な討議を行い、全体をまとめた議長の作業文書も作成されたこともあり、一定程度の成功であったと考えられる。特に、2005年のNPT再検討会議が分裂し、失敗であったことから、NPTの崩壊が危惧されたが、参加国の努力により最悪の事態から脱出しつつあると考えられる。